

議案第9号

基山町乳児等通園支援事業の利用料に関する条例の制定について

基山町乳児等通園支援事業の利用料に関する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

基山町長 松田 一也

基山町条例第 号

基山町乳児等通園支援事業の利用料に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（次条において「乳児等通園支援事業」という。）の利用料に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(徴収)

第2条 乳児等通園支援事業を提供する者は、乳児等通園支援事業の提供を受ける保護者又は扶養義務者から利用料を徴収することができる。

(納期)

第3条 利用料は、毎月末日までに納付しなければならない。ただし、その期限が、日曜日若しくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は1月2日若しくは同月3日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

(減免)

第4条 町長は、必要と認めるときは、利用料の全部又は一部を減免することができる。

(返還)

第5条 既に納付した利用料は、返還しない。ただし、町長が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

提案理由

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）が公布されたことに伴い、令和8年度から新たに実施する乳児等通園支援事業の利用料に関する事項を定めるため、基山町乳児等通園支援事業の利用料に関する条例を制定する必要がある。

令和 年 月 日原案可決